川崎市勤労者福祉共済の加入について

共済に加入できるのは、市内に主たる事業所・店舗・工場がある従業員３００人以下、
または資本金３億円以下の事業所です。

●会員資格など

原則として雇用しているすべての従業員が対象です。
次の方も会員になることができます。

1　事業主・家族従業員
2　常勤の役員や、従業員で役員兼務の方
3　市外の支店・支社などに勤務する従業員
4　パート、アルバイト、派遣社員

勤労者福祉共済への加入に必要な書類は次のとおりです。

●加入に必要な書類

	記入するもの	押印か所
1	加入申込書（第１号様式）	**なし**
2	会員名簿（任意様式）	**なし**
3	掛金口座振替納付依頼書	預金届出印（３か所） 事業所印又は代表者印（３か所）
4	給付金口座振替依頼届	事業主印又は代表者印（１か所） ※事業所印は不可

※すべての帳票は、ホームページからダウンロードできます。

●新規加入までの流れ

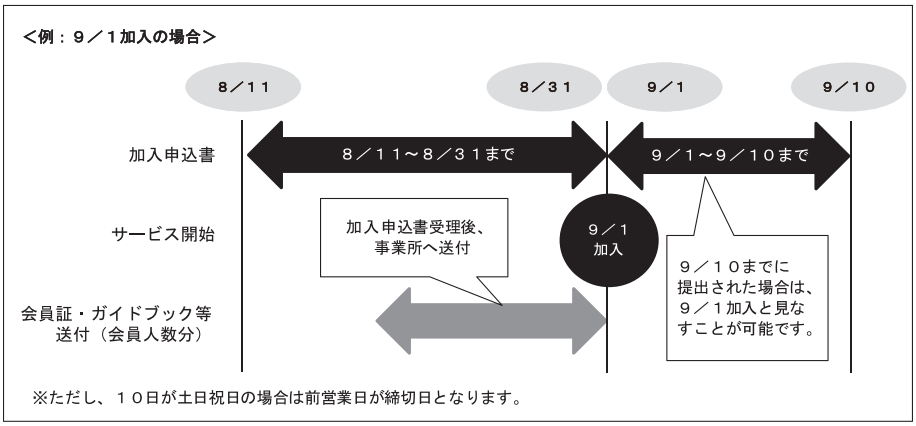

●掛金（会費）※事業主負担

１人月額５００円
入会金はありません。
掛金は損金処理が可能です。

【お問合せ先】

川崎市経済労働局労働・人材支援部

勤労者福祉共済担当
電話　044-200-2274
FAX　044-200-3913
メール　28roudou@city.kawasaki.jp

【ホームページアクセス方法】

検索エンジンで

川崎　共済　　検索

記入例

1　加入申込書

共済加入のための申込書です。

第１号様式

川崎市勤労者福祉共済加入申込書

令和 ● 年 8 月 20 日

（宛先）川崎市長

郵便番号　210-8577
所在地　川崎市川崎区宮本町１番地

電話番号　044-200-0000
ＦＡＸ番号　044-200-0000
（フリガナ）　カブシキガイシャ　キョウサイキカク
事業所名　株式会社　共済企画
（フリガナ）　ダイヒョウトリシマリヤク　キョウサイ　イチロウ
事業主又は代表者名　代表取締役　共済　一郎

川崎市勤労者福祉共済に加入したいので、会員名簿を添えて申し込みます。

加入者番号※			
加入希望年月日	令和 ● 年 9 月 1 日	資本金の額又は出資の総額	10,000,000 円
総従業員数	12 人	公休日	毎週土・日曜日
加入希望者数	12 人	事業所数	市内 1 事業所 ・ 市外 0 事業所
事業内容	各種イベントの企画・実施		

業種（該当する記号に○印を付けてください。）

D	建設業	K	不動産業、物品賃貸業
E	製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
G	情報通信業	(N)	生活関連サービス業、娯楽等
H	運輸業、郵便業	P	医療、福祉
I	卸売業、小売業	Z	その他（　　）

共済を知った理由（該当する数字に○印を付けてください。）

(1)	ダイレクトメール	4	共済の加入者からの紹介
2	共済のホームページ	5	加入事業者団体からの案内
3	公共施設にあるパンフレット	6	その他（　　）

注　※印欄は、記入しないでください。

こちらの所在地は、会員情報の管理及び**共済からの送付物のあて先になります。**
市外に事業所などがあり、会報誌の送付をその事業所あてに希望される場合は、別途ご案内しますので、その旨お申し出ください。

加入希望年月日は、
原則、**申請日の翌月１日**となります。

もれなくご記入ください。
該当しない場合は、０円とご記入ください。

不定休やシフト制の場合は、
その旨ご記入ください。

事業内容は**なるべく詳しく**ご記入ください。

総従業員数と差がある場合は、
理由を欄外にご記入ください。

2　会員名簿

会員（となる方）の情報（住所や電話番号など）を記入する用紙です。

●加入の場合は、原則として届出いただいた月の翌月１日に会員の資格を取得します。
なお、同月１０日（土日祝の場合は前営業日）までに申込書類を送付いただけると、同月１日にさかのぼって資格を取得することができますので、その際は共済担当までご連絡ください。

（新規加入用）

川崎市勤労者福祉共済会員名簿

事業所名　株式会社　共済企画

1 枚目／ 1 枚中　（加入申込書を含まない枚数）

新規加入者名簿

1	フリガナ	カワサキ	タロウ	生年月日	1965 年 10 月 10 日
	氏名	川崎	太郎	結婚年月日	1986 年 11 月 22 日
	郵便番号	〒 210 － 0007	電話番号	044-200-0000	※コード
	住所	川崎市川崎区駅前本町１１－２　パールマンション３０１			

加入する会員の情報をご記入ください。
加入する会員が５名を超えた場合は、名簿の用紙を追加してください。

3　掛金口座振替納付依頼書

毎月の掛金（会費）を、指定の口座から引き落とすための依頼書です。
振替日：毎月月末（ただし、土・日・祝日のときは翌営業日）

●引落しができる口座は、市内に支店のある金融機関（※）の普通及び当座預金口座です。
ゆうちょ銀行の取り扱いはできません。

※＜取扱金融機関一覧＞
みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、横浜信用金庫、川崎信用金庫、さわやか信用金庫、芝信用金庫、城南信用金庫、世田谷信用金庫、神奈川県医師信用組合、中央労働金庫、セレサ川崎農業協同組合、楽天銀行、PayPay銀行、イオン銀行

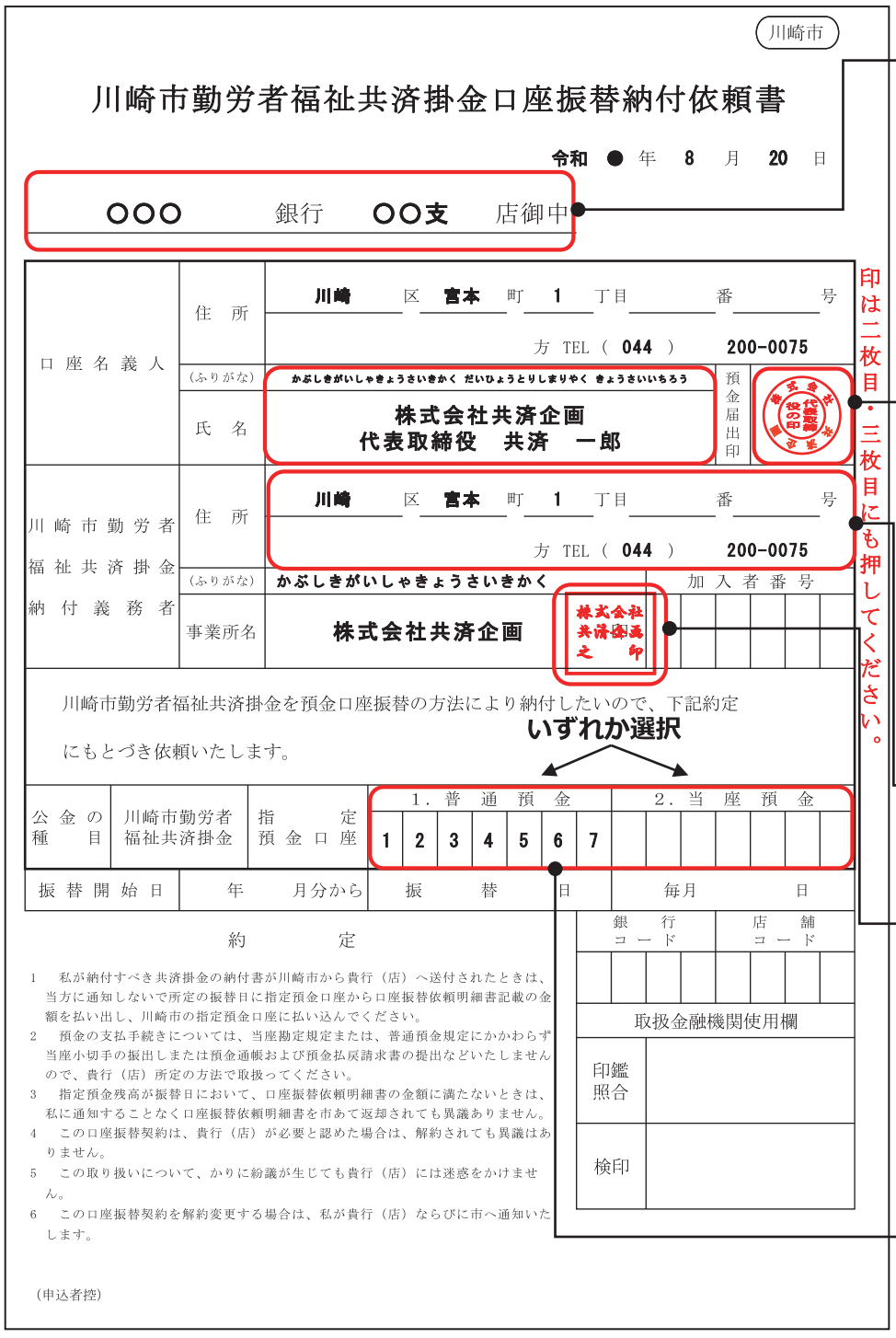

掛金を引き落とす**金融機関名**及び**支店名**をご記入ください。

通帳に記載されている内容を正確にご記入ください。
・特に**「代表取締役」**などの**役職名**や**代表者名**も省略せずに、必ずご記入ください。
・**商号は省略不可**のため、**「㈱」**の場合は**「株式会社」**とご記入ください。

金融機関に届け出ている印鑑を押印してください。
３枚複写になっておりますので、**３枚目まで押印**をお願いします。

もれなくご記入ください。

事業所の印鑑又は代表者の印鑑を押印してください。
３枚複写になっておりますので、**３枚目まで押印**をお願いします。

普通口座か**当座預金**の口座番号の**いずれかを右づめ**でご記入ください。

なお、記入不備、又は残高不足などで引き落としができなかった場合には、
翌月上旬に納付書を発行しますので、お近くの金融機関にてお支払いください。

4　給付金口座振替依頼届

給付金を支給する際に指定の口座に支払うための依頼届です。

川崎市勤労者福祉共済給付金口座振替依頼届

令和 ● 年 8 月 20 日

（あて先） 川崎市長

加入者番号	
所在地	川崎市川崎区宮本町１番地
事業所名	株式会社　共済企画
事業主又は代表者名	代表取締役　共済　一郎

私が委任を受けて受領する川崎市勤労者福祉共済条例に基づく各種給付金は、次の口座に振り込んでください。

振込先口座								
金融機関名		銀行 / 信用金庫 / 組合		支店名				
○○○				○○ 支				店
種別		口座番号						
☑ 普通預金	当座預金	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ		カﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｷｮｳｻｲｷｶｸ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　ｷｮｳｻｲ　ｲﾁﾛｳ						
名義人		株式会社　共済企画　代表取締役　共済　一郎						

※ 口座番号は、右づめでご記入ください。
※ 名義人は、正確にご記入ください。

市役所使用欄	※ 以下の欄は記入しないでください。									
銀行コード					支店コード				処理欄	

事業主の印鑑又は代表者の印鑑を押印してください。
※事業所の印は個人印ではないため不可

普通預金か**当座預金**の**いずれか**をチェックしてください。

口座名義人は**「代表取締役」**などの**役職名**も省略せずに、**通帳に記載されている内容**を正確にご記入ください。